第百二条の十一第一項中「イ」を「ロ」とし、同項ロ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている前部潜り込み防止装置

第百四条第一項第四号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

第百五条第一項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている運転者席と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席

第百六条第一項第四号中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取付装置、法第75条の３第１項」に「これに」を「これらに」に改める。

第百六条第六項中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席及び座席取り付け装置、法第75条の３第１項」に「これに」を「これらに」に改め、同項の表中「同規則第８改訂版補足第２改訂版」を「同規則第８改訂版補足第３改訂版」に「５トン」を「５ｔ」に「同規則第３改訂版」を「同規則第３改訂版補足改訂版」に改める。

第百八条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

第百八条第六項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

第百九条中第三号を第四号とし、同条第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている頭部後傾抑止装置

第百十条第一項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具

第百十条第二項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置

第百十三条第一項中「第75条の２第１項」を「第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている扉、法第75条の３第１項」に「これに」を「これらに」に改める。

第百十七条第四項第九号中「第75条の３第１項」を「第75条の４第１項」に改め、同条第七項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている窓ガラスと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている窓ガラス又はこれに準ずる性能を有する窓ガラス

第百十八条第一項第五号ロ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置

第百十八条第三項第一号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、回号ロ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に「第75条の３第１項」を「第75条の４第１項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の４第１項の特別な表示

第百二十条第二項第六号ロ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている曲線道路用配光可変型走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型走行用前照灯

第百二十条第四項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている走行用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている走行用前照灯又はこれに準ずる性能を有する走行用前照灯

第百二十条第六項第四号ロ中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有する曲線道路用配光可変型すれ違い用前照灯

第百二十条第八項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているすれ違い用前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているすれ違い用前照灯又はこれに準ずる性能を有するすれ違い用前照灯

第百二十条第十項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯

第百二十条第十一項第二号中「第75条の２第１項」を「第75条の３第１項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている配光可変型前照灯又はこれに準ずる性能を有する配光可変型前照灯